



交通安全情報

令和6年2月19日
函館中央警察署
交通第一課
第2号

ひき逃げ・当て逃げは 重大な犯罪です



交通事故発生時の措置

でも警察に通報を!

① 救護措置義務

交通事故があったときには、その車両等の運転者は、

- ただちに車両等の運転を停止
- 負傷者を救護
- 道路における危険を防止する等
必要な措置をとらなければなりません。



② 報告義務

交通事故があったときには、①の救護措置をとった後、
ただちに110番通報などの手段により

- 事故の発生日時、場所
- 事故に遭った者の人数や負傷者の有無
- 事故の状況

などを警察へ報告しなければなりません。



警察からみなさんへ

事故に遭った方は「ケガをしていないから」、「仕事で急いでいるから」などの理由でその場を立ち去ってはいけません。

その場で外傷が無くても、後から体に痛みが出てくる場合もあります。
事故を起こした方は法律で決まっているように交通事故の届出、負傷者の救護を行わなければ、ひき逃げや当て逃げの対象となります。